

第7回中野区子ども・子育て会議(第5期) 議事録

【日時】

2022年11月2日(水) 18時30分～20時30分

【場所】

区役所7階 第9、10会議室

【出席者】

(1)出席委員 13名

寺田会長、阿部委員、萩原委員、関委員、加賀谷委員、大門委員、永田委員、三次委員、
佐藤委員、岡見委員、大橋委員、角田委員、丸茂委員

(2)事務局 15名

子ども教育部長

子ども家庭支援担当部長

児童相談所長

子ども教育部課長 6名

地域支えあい推進部課長 2名

健康福祉部課長 1名

子ども・教育政策課子ども政策調整係 3名

【会議次第】

1 開会

2 議題

(1)中野区子ども総合計画(素案)について

(2)新規開設予定の認可保育所等における利用定員について

(3)子ども相談室の開設について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料1 中野区子ども総合計画(素案)

資料2 新規開設予定の認可保育所等における利用定員について

資料3-1 子ども相談室の開設について

資料3-2 相談・救済の流れ

資料3-3 相談・救済のしくみ

資料3-4 子ども相談室ニュースレター【創刊準備号】

参考資料1 第5期中野区子ども・子育て会議スケジュール

午後6時30分開会

事務局(子ども政策担当課長)

皆様こんばんは。会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日は13名の委員の皆様にご出席をいただいております。和泉委員と上村委員が欠席となっております。委員の過半数が出席されておりますので、会議は有効に成立しております。

また、10月17日付で人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、新たに子ども教育部長になりました濱口でございます。

事務局(子ども教育部長)

濱口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

子ども・若者相談課長の菅野でございます。

事務局(子ども・若者相談課長)

菅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

菅野の前任の半田が保育園・幼稚園課長に異動になりました。

事務局(保育園・幼稚園課長)

半田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

名簿につきましては、机上に配付させていただきましたので、後ほどご確認いただければと思います。

また、参考資料1としまして、子ども・子育て会議のスケジュールをつけております。本日を含め、1月に予定しております第8回の会議で子ども総合計画についての審議を進めていきたいと考えております。

それでは会議の進行をよろしくお願いいたします。

寺田会長

皆様こんばんは。

これより第5期第7回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は3件となっております。

それでは議題1、中野区子ども総合計画(素案)について、事務局からご説明をお願いいたします。計画(素案)の分量が多いため、前半は第3章を中心に、後半は第4章(法定「子ども・子育て支援事業計画」)を中心に説明し、それぞれ時間を設けてご議論いただく形といたします。それではお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

《資料1(前半)について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

前回がリモートだったので、必ずしも正確に言いたいことが伝えられなかったもので、そのことも含めて発言をさせていただきたいと思います。まず106ページのところに新たなデータが出てきましたが、成果指標と目標値の一番最後の③番のところですけども、出典が中野区資料となっていますが、中野区ではどうやって調べたのですか。中学校で一応ボランティア活動と称するものに参加をしているという生徒の数ということなのではないでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

学校を統括する指導室という部門がありまして、そこが持っているデータを今回は成果指標として設定させていただきました。

佐藤委員

中学生なので、地域の活動に自主的に参加したということはこの資料には反映されないと思いますので、やはり学校でボランティア活動と称するものに参加しているという割合なのかなと思います。

前回少し不正確なことを発言してしまったかもしれませんが、私がこだわっているのは、この「ボランティア」という言葉です。学校で、ボランティア活動を幾つかやらなければいけない

たいな評価というような観点が入っていると思うのです。その活動が悪いというわけではなく、もっとやったほうがいいと思います。ただ、ボランティアという言葉がいつまでここで使うのかなということに、私はとても引っかかってしまいます。生徒に関しても内申書に反映されるという意識がある。実際にそのようなことを何人かに聞いたこともありますし、そういう意識を持っている子が多いと思うのです。

例えば去年のオリ・パラを契機に、日本の政府はボランティア文化を日本に根づかせたいというようなことが、マスコミで報道されていたと思いますけれども、このままボランティアという言葉が中学校のこういう活動に対して使うことは、それに反するようなことだと思うのです。ボランティアというのは、感謝はされても評価はされないものだと思っています。このまま中学生にボランティア活動をやりなさいというような形で進めた場合、将来本当にボランティアという意味がわかるのかなと。とても曖昧な言葉だから、便利なのでついつい使ってしまうと思うのですけれども、もっとわかりやすく言うと、中野区では地域社会活動とかいったものを生徒の皆さんにしてもらったほうがいいのではないかなと思っています。

あともう1つ、64ページの学習支援団体のところです。確かに書いてあることはわかるのですけれども、この学習支援団体を区はどのように把握していますかということを前回お聞きしたところ、1つの資料としては、社協さんが作っている学習支援団体のリーフレットがあるとのことでした。それは十分承知していますけれども、まず私が関与している団体については、恐らく把握されていないと思うのです。まず、ニーズを把握する前に、学習支援団体の存在を把握しないといけないのではないかなと思うのです。私が関与している団体については、児童相談所も知っているし、教育センターも知っているし、一部の学校の校長先生もご存じです。ただ、教育委員会事務局では多分把握されていないのかなと思うのです。だから、児童相談所や教育センターとの情報共有ということも盛り込んでおく必要があるのではないかなと思います。

寺田会長

今、佐藤委員からご意見をいただきました。

2点ございますけれども、事務局のほうからいかがでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

ご意見ありがとうございます。まずボランティア活動という言葉について、今後区としてどのように使っていくのか、また学校教育の中でどういうことを目的として活動していくのか、今の問題提起で趣旨はわかりましたので、教育委員会とも話していきたいと思います。

2点目の学習支援団体への支援のところは、確かにおっしゃるとおりで、まずニーズを把握

する前にどういう団体がどういう活動をしているのかというのをもう少しめ細かく把握しないといけないと思っております。非公表で活動されているような団体があるということも承知しておりますので、まずどういう団体がどういう活動をしているのかということも含めて、もう少し深く調査をしていきたいと思っております。

寺田会長

よろしいでしょうか。

他にご意見ございますか。

大橋委員、お願いします。

大橋委員

この場所で聞いていいかわからないのですが、122ページの受動喫煙防止というところを見まして教えていただきたいと思いました。学校の先生は、校内では喫煙はできないと思っているのですが、学校から一歩出たところでは、喫煙してもいいのでしょうか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

教育委員会としては、始業から終業までは抜けて喫煙するというのを駄目というふうにしていたように聞いております。校門を出てすぐのところとか道路上は好ましくないのではないかというお話が、かつて出たと記憶しております。

大橋委員

先生方は、夕方の3時45分から4時半ぐらいまで休憩時間がおありになるかと思うのですが、その時間帯もしくは朝一、子どもたちが登校するようなところでたばこを吸うということは、やはり認めていないということでよろしいでしょうか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

あまり好ましくないとは認識はしておりますが、全ての実態を把握しているかということ、そこはわからないところです。通勤の途上や下校の途上でたばこを吸われるのは自粛していただけるようお願いしていると思います。

寺田会長

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは萩原委員、お願いします。

萩原委員

意見としてなのですが、子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援で、安心して過ごせる居場所づくりのところに、公園の再整備という事業が書いてあります。これはとても

大事なところで、実は放課後の子どもたちが学校を除いて一番使うのは圧倒的に公園です。私が板橋区で1,500人の小学校5年生、6年生、中学校1年、2年生にとったアンケートでも、学校以外では公園が3番目に多かったです。3割、4割が使用している。公共施設としてはトップです。児童館とか放課後キッズクラブとかよりも圧倒的に使っているということを考えると、公園は子どもたちの居場所として重要な意味を持っています。

さらに中野区でもそうだと思いますが、子どもたちからするとボール遊びが窮屈でなかなかできない。住宅街の中にある児童公園だと本当に難しい。近隣住民との関係性の問題なのでなかなか難しいのですが、アンケートでどういうルールにしていきたいかと聞いたところ、9割の子どもたちが、ルールについては大人と一緒に考えたいと答えたのです。ということは、これは子どもの意見参加の話とすごくリンクするのです。つまり公園は、子どもにとっての一番身近な居場所であり、一番身近な生活課題で、小学校5年生、6年生でも立派にそういうことを言っていて、自分たちのためだけに自由に使わせてくれという意見はほぼ皆無でした。乳幼児もいるし、高齢の方もいるから、どういうふうに使えばみんなが自由に楽しく安心して過ごせる公園になるかを一緒に話し合いたいという意見が圧倒的に多かったので、その観点から、今後公園の再整備をするに当たっては、子どもも一緒になって意思決定やニーズ調査などを組み込んでいくと、すごくいいものになるのではないかと思います。

寺田会長

私も大賛成です。公園の中をどのように使うのか、子どものニーズが把握されるということが大事だと共感いたしました。

他の方、いかがでしょうか。

丸茂委員、お願いします。

丸茂委員

ありがとうございます。今、公園の整備についての子どもの意見というお話があったのですが、けれども、それ以外のところで、政策に対しての意見表明ですとか施設運営のところに関する意見表明というのがたくさん入っていると感じたので、子どもの権利条例がこの計画の中にたくさん盛り込まれていると見ていたところなのですけれども、意見を組み入れるところもぜひお願いしたいと思いました。

児童虐待の件数が、全国的にも中野区も毎年上がってきているという中で、年代別の統計も出ていますけれども、未就学児から小学生が多くなってきていると思っています。基本構想と基本計画の中では、「地域共生」とかという言葉がたくさん使われているのに、なぜ区有施

設整備計画に子ども施設、児童館が取り上げられないのかすごく疑問に思っています。それらは企画部の出された計画で、ここにいらっしゃる子どもに関する計画を立てられる皆さんは、その企画部の計画をもとに、その枠の中で考えなければいけないというところがあるので、ここで言っても仕方がないとは思いますが。

昨年任意団体で、児童館に関するアンケートというウェブ調査を行い、区へも届けさせていただきました。そこで子どもがリーチできるのは徒歩圏内、10分から20分以内というのが一番多かったです。それは乳幼児親子も一緒です。10分以内ですとか15分から20分以内が最も多い。それはつまり、それ以外のところに配置されてしまうと、あっても行けないということなのです。アンケートの中にもコメントとしてたくさん挙げられていたのは、「行ける場所がないのだったらないのと同じです」ということなのです。児童館が駆け込み寺だと思っています。昨日、10月末の「こどもまんなかフォーラム」という内閣府がやっている子ども・若者を集めた意見交換会を拝見したのですけれども、その中で高校性の女の子が言っていたのは、「LINEだとか電話相談とかというのは、使える子もいるかもしれないけれども、LINEに関しては自分が特定されるのではないかという不安があります」と。電話に関しては、「電話の機器を持っていない子もいる。家で電話をするという環境が整えられていない子は使えない。」のだと。本当に重たい言葉だなというふうに受け止めたのですけれども、その子が言っていたのは駆け込み寺が欲しいのだと。それが看板として駆け込み寺というわけではなくて、中高生の居場所が整備されるということがすごく心強いと思っているのです。氷山の一角でしか見えない虐待が水面下ではたくさんあるわけで、虐待を誰にも発見されずに大人になっていくということがたくさんいて、その子たちのよりどころとして何とか地域に施設を残しておいてあげてほしいという思いを持っております。ただ、児童館の計画は今日ご説明はないのですけれども、何かそういった手だてというのは考えられているのでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

ご意見ありがとうございます。子どもにとって居場所というのはすごく大事だというのは、この子ども・子育て会議の中でも繰り返し議論されてきたところです。計画の63ページの主な取組①に、安心して過ごせる居場所づくりということで入れております。前の計画の中で居場所ということはあまり出てこなかったと思っています。今回の計画の中では、居場所というのは原点でもあるということで、多様な場所を掲げておりまして、その中でも64ページの一番下のところに、地域施設の有効活用という内容を入れています。この会議の中でも多世代交流とか、施設を多年代でうまく使えればというような話があったと思いますが、今回はそう

いった意見も踏まえて、様々な地域の施設を子どもや子育て団体も使えるように、様々な居場所を作っていくということを計画の中に盛り込ませていただきました。あとは居場所がきちんと用意されていて、それがつながることで支援のネットワークというのが強化されると思っておりまして、そういう意味では118ページの主な取組の②に、子育て支援のネットワーク、既存のネットワークもありますけれど、さらに強化して虐待の対応も含めて、地域全体で子どもを育てていこうというところが、今回の計画の中でも強調して記載しているところです。この計画に基づいて虐待対応も含めて、子どもを地域で見えていく体制を進めていきたいと考えております。

丸茂委員

今ある区有施設をどれだけ利活用していくのかというのは、高齢者施設、区民活動活動センターなど、色々あると思うので、そのことをおっしゃっていると思うのですが、やはり常設でないと入れなかった、行ってもやっていなかったとなると結局足が遠のいていきます。せっかく来てくれたのだから、「いつでもウェルカムだよ」と言ってあげられるような体制づくりというのを考えていただきたいと思います。

寺田会長

ご意見ありがとうございます。

それでは、阿部委員どうぞお願いします。

阿部委員

非常に詳細な計画をありがとうございます。主に成果指標と目標値について意見があります。例えば63ページの児童館1館当たりの年間利用者数ですとか、キッズ・プラザの利用者数、あともう1か所ほど人数が目標値となっているものがあるのですが、中野区は人口が増えているので、何もしなくても人数が増えてくるのは当たり前なので、それよりも割合で示したほうがいいのではないかと思います。

また、何らかの予測をしているのかとも思うのですが、例えば児童館1館は2万人から2万4,000人で、キッズ・プラザは27万人から40万人としているのですが、キャパが増えることもあるので、どのような予測をしてこういう数字になったのでしょうか。

事務局(育成活動推進課長)

児童館の利用人数については、もっと利用を促進していこうという意図で目標値としては増やしているのですが、キッズ・プラザについては、著しく増えているのは、現状13の施設がこの時点では20に近い数字にまでなっている想定があるので、その施設の増加に合わせて人

数も増やしているという考え方でございます。先生おっしゃるように割合という形ではありませんが、現状見合いでこの現状の人数を増やし、それに加えて施設数を加味してこんな数字を出させていただきました。

阿部委員

それは例えば中野区の子どもの人数の割合とかで出すことは可能でしょうか。そうでないと結局何%ぐらいの子どもが行っているのかということがよくわからなくなってしまうので、ご検討いただければと思います。

もう1つが、いじめのところとか、SNSで学校ルールを守っているかというのが指標になっているのですが、いじめのほうの成果指標はいじめの解決率です。もともと解決率が小学校98%、中学校100%ということですが、恐らく学校がこのように解決したという数値を出してきてこのような数値になっているのだと思うのですが、本当にいじめが98%解決したのか、子ども側から見てみればちょっと疑わしいといえますか、懐疑的なところもあります。例えば子どもの生活実態調査では、「いじめに遭ったことがありますか」のように、子ども自身に聞くようなものもあり、そういった数値を使われたほうがよいのではないのでしょうか。98%を100%に持っていくのは、もともと不可能なところもありますし、あまり意味もないようなところもありますので、ご検討いただければと思いました。

同じくSNSのほうは、子どもに聞いているのですが、学校のルールを守っていますかと子どもに聞いて、95%の生徒が「守っています」と答えているわけです。実際にSNSは非常に大きな事件等もありますので、もう少し、実際の被害を表すような数値を成果指標にできないのでしょうか。事件件数とかそういうのがもし出れば一番いいかなと思いますけれども、ご検討いただければと思います。

寺田会長

よろしいでしょうか。

それでは、後半もございますので、次に移りたいと思います。

総合計画の残りの部分について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

《資料1(後半)について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

阿部委員、お願いします。

阿部委員

私は保育の専門ではないので、これまでに議題に挙がっていたことであれば失礼いたします。1つは、中野区において3歳から5歳で幼稚園にも保育園にも行っていないお子さんがいると思いますけれども、その方たちはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。お母さんが家にいるから大丈夫だろうと捉えているのか、何かの問題があるのではないかという認識なのか。ちなみに、例えばOECDですとかEUですとかの欧米機関においては、3歳から5歳でどのような集団的な保育にも行っていない子どもたちの割合というのは、貧困指標の1つとして捉えられていますので、中野区さんのスタンスを教えていただきたいと思います。

もう1つは、夜間保育というのを中野区はやっていらっしゃるのか、その記載はどこにも見当たらなかったのを教えていただきたいと思います。トワイライトステイのような一時的なものではなくて、通常的な夜間保育を教えていただければと思います。

事務局(幼児施設整備担当課長)

まず3歳から5歳のいわゆる未就園児ですけれども、未就園児の人数の推計などはしているところです。3歳から5歳のところも含めまして、未就園児について今回の計画には直接の記載はないのですけれども、やはり何らかの課題があるというふうには認識しておりまして、今後、そういったところの実態把握に向けて、モデル事業の実施等を検討しているところでございます。

事務局(保育園・幼稚園課長)

夜間保育でございますけれども、常設の保育所ではやってございません。

阿部委員

そのようなニーズはないということなののでしょうか。地域によってはあまりニーズがない地域もあるのですけれども、中野区ですとかなりあるのではないかなという気もするのですが。

事務局(保育園・幼稚園課長)

今後当然検討していくべき課題だと考えておりますけれども、当面のところ夜間保育を始めるという予定はございません。ただ、おっしゃるとおり、そういったことを必要としているご家庭もあるかと思しますので、この点につきましてはまた今後検討してまいりたいと考えてございます。

寺田会長

他にご意見等ございますでしょうか。

関委員、お願いします。

関委員

幼稚園の立場からお聞きするのですけれども、142ページの幼稚園における一時預かり事業、幼稚園における延長保育事業と書かれておりますけれども、幼稚園は一時預かりという制度がございますので、その中に入ることはよろしいのですけれども、延長保育と呼ばずに預かり保育と呼んでいます。幼稚園の保育時間は4時間を中心とするということは「教育要領」に書かれているので、それ以外の少しの時間をお預かりいたしましょう、家庭的な時間といたしましょうという形でやっているところで、預かり保育という名前がついているのですけれども、延長保育事業とは違うのではないのでしょうか。そこを知っておいていただきたいと思います。中野区の言っている一時預かり事業という中には入るということで、それはそれで理解はするのですけれども、需要見込みの令和3年度の実績が書かれていて、5年度、6年度とかなり人数が減っている。実感としては、幼稚園に入っている仕事をしているという方は確かに増えてもいますし、やはり核家族家庭がいますので、子どもを保育後に安心・安全に家庭で見ることができないというときに、利用ができてありがたいということで、需要としては増えている傾向にあります。今はコロナ禍で、家庭で見られる方はそのほうにいたしましょうという声掛けはしているところではありますけれども、需要としては増えている傾向にあるのに、これだけ減っているということは、現時点のことを考えておっしゃっているのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

事務局(保育園・幼稚園課長)

まず1つ目の一時預かり事業の件につきましては、おっしゃるとおり一時預かりというのが本来の正確な用語だと考えてございます。この計画を作るときに、わかりやすいということで延長保育という表現に変わっておりますけれども、ここにつきましては今ご指摘いただきましたので、改めて検討させていただければと思います。

2つ目の需要見込みですけれども、おっしゃるとおり、ここ2年ほどコロナもありましたので、所管としくしても色々と検討したところでございますけれども、133ページの幼稚園利用者、1号認定のところが今後減ということも踏まえまして、一時預かり事業についても今回は少なくなるという見込みを出させていただいているところでございます。ただ、確保方策については、こちらの説明にもありますとおり、需要見込み数と同様ということで、増えた場合にもご対応いただける枠は十分あると考えてございます。この辺につきましては今後の動向を見ながら、改定の際に検討させていただければと思います。

関委員

私たちはできる限り需要に応えながら、良質な保育を続けていきたいという願いを持ちながら行っています。確かに出生数が減っているということの中で、利用者は少なくなって、やめなければならないという園も出ていらっしゃる場所もあります。何ゆえこのような数字が出てきたのかということが気になるところでございまして、お伺いしております。

事務局(保育園・幼稚園課長)

先ほどの繰り返しになりますけれども、おっしゃっていただいたように、まずお子さんが減っている。あとここ2年ほどコロナの関係もありまして、数字の見込みにつきましては非常に難しいところもあったのですけれども、確保につきましては各園にきちんとご対応いただいておりますので、一時預かりご希望の方に対しては、区全体としては十分応えられる体制は整備していると考えてございます。数字につきましては、先ほど申し上げましたとおり、お子さんが減少していますので、今回減少するという形で見込みを出させていただいておりますけれども、各私立園にご協力いただきながら、必要な方にはサービスを提供していただけるように考えてございます。

関委員

それは幼稚園会でも連合会でも話し合っておりますし、きちんとやっていきたいということで全園挙げてやっておりますので、どうぞその点はお含みおきいただきたいと思います。よろしくお願いします。

寺田会長

他にご意見等ありますでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

132ページの表を私は初めて拝見して思ったのですけれども、認定こども園という制度ができたときに、地域の幼稚園の園長先生が大変だとすごく悩んでいらしたことをよく覚えています。現在は3施設で6年度になると6施設に増えるということですが、中野区としてはどういう方向に持っていきたいというか、どういう形になればいいと思っていられるのか。幼稚園が認定こども園ではなくても、夏休みとか、以前に比べるとかなり普通に運営していられる。夏休みは本当にあるのかなというぐらい、園も運営されているようです。将来的には認定こども園に全部なっていくのかなというようなことも考えているのでしょうか。うちの娘は3年間保育園にお世話になって、その後幼稚園に2年間行ったのですけれども、幼稚

園に行くときに保育園の園長先生から、幼稚園に負けないだけの幼児教育も自分たちはやっているつもりだと言われました。確かにそうだと思うのです。だから幼稚園的な幼児教育というものが取り入れられても、多分対応できるところは多いのかなとは思いますが、施設的な面で色々な制約がお互いあるのだらうとは思いますが、中野区の方針として認定こども園が増えていったほうがいいのでしょうか。

事務局(幼児施設整備担当課長)

認定こども園につきましては、当面令和6年度までの計画というところで、今お示しさせていただいているところなのですけれども、まずこちらの3園につきましては、今のところ保育園からの転換というところを想定しております。区といたしましては、今まで待機児童解消を第一の目標として認可保育所の整備を中心に進めてきたというところなのですけれども、需要見込みと確保策をご覧くださいと、令和6年度以降今後大きく需要の伸びというところはあまり想定できないという中で、より教育・保育のニーズに応えていく施設を今後整備していく必要があると考えております。保育所もあれば、認定こども園もあるという、選択肢を増やしていくということについて、これからは検討していく必要があると考えています。

佐藤委員

ということは、それぞれの園の立場で考えていただければいいということですか。保育園が認定こども園になっても、幼稚園が認定こども園になっても、それはそれぞれの園のお考えということを重視するという立場でしょうか。

事務局(幼児施設整備担当課長)

令和6年度以降の長期的な部分については、これから検討という形になっていくと思っているのですけれども、保育園につきましても先ほどご指摘いただきましたとおり、幼児教育に非常に力を入れているというところもございますし、幼稚園にしましても教育方針を持ってやっていっているというところも当然ございますし、まず基本となる部分についてはそれぞれの園の事業者の考え方とか意向という部分も重要だと考えております。

寺田会長

よろしいでしょうか。

関委員、お願いします。

関委員

私は幼稚園と幼稚園型の認定こども園を運営しております。そこには3号児もおりますし、1園のほうには企業主導型で、先生の子どもをそこで預けることができるという施設もあります

ので、多様であります。けれどもそれはその園が本当に自園に通う子どもたちにとって、そしてその家庭にとって何がよいのかということと、まずは何よりも建学の精神がありますので、そこを考え合わせていくべきことで、その方向にみんながなっていくように推し進めるということ自体がおかしなことではないのかと感じます。認定こども園というのと、助成の形で補助を受けているところとでは全く出どころも違いますし、文部科学省が行っているということと、厚生労働省が行っているということと、そこも違いますし、色々なことが違っているので、本当にそれぞれの園が一生懸命に子どものことを考えたところで出す結果だと思いたいで、どこかにはめられるということはもとより、特に私学の精神にはもっていることだと思われるので、そこは重要だというふうに私は考えます。

寺田会長

よろしいでしょうか。今、関委員がおっしゃってくださったそのとおりで、認定こども園は今のところ内閣府が所管していますので、それぞれの教育・保育要領に関するところも違いますし、名称も違いますし、内容的にも若干なのですけれども違います。補助金や仕組み等はだいぶ違いがありますので、その辺りはそれぞれの独自性を活かしていただきながら、進めていくというのが現状に即した内容になるのではないかと思います。

他にご意見ございますか。

角田委員

今の話題のついでで発言させていただきたいのですが、幼稚園なり保育園を選ぶに当たって、若いお母様方が小さい子どもを連れて説明会などに行くときに、何園も何園も聞いて回るのはとても大変だと聞きます。選ぶ前にもう少し区として何か発信してもらいたいと思います。「募集が始まります」みたいなことは区報には出ているのですが、あまりにも情報が薄いので、そういった情報がたくさん得られるとうれしいという声をいただいたので、そちらのほうを伝えさせていただきます。

寺田会長

ありがとうございます、貴重なご意見感謝申し上げます。

それでは大橋委員、お願いいたします。

大橋委員

138ページのこんにちは赤ちゃん訪問のところなのですけれども、訪問で継続的な支援の必要性が認められた場合と書いてあるのですが、これは何か基準があって、その基準を満たしていないから、また必要と判断されるのでしょうか。また、産後お母様の気持ちも体も不安定

なところでは、お母様の希望で再度訪問していただくということがこんにちは赤ちゃん訪問では可能になっているのでしょうか。また、こちらの訪問は区から委託を受けた訪問指導員とか、すこやか福祉センターの方と書いてあるのですが、こちらの訪問には民生児童委員さんの活用というものがされているのでしょうか。

事務局(北部すこやか福祉センター地域ケア担当課長)

こちらにつきましては、訪問用の問診票のようなものがございまして、ここに関して何か見受けられれば、その後の継続的な支援、主にはすこやか福祉センターにおります保健師の訪問などによる支援、サービスの紹介などにつなげていくものでございます。

こんにちは赤ちゃん訪問という事業の枠組みにおきましては、再度訪問の依頼があって2回行くということは想定しておりませんが、その後の保健指導といったものがございます。例えば訪問したけれども会えなかったということがあれば、再度訪問というものはあるのですけれども、この事業の枠組みとして希望により再度訪問というのはないという状況です。

3つ目のご質問の訪問指導員のところに看護師、助産師、保健師とありますが、こちらは、地域におられる方々に委託をして行っているというものでございます。基本的には看護師、助産師、保健師の資格を持った方に委託をしているという状況です。そういう方がたまたま別の資格を持っているということはあるかもしれませんが、民生児童委員という要件で委託をしているということではございません。

寺田会長

よろしいでしょうか。この制度を導入するときに、厚生労働省の委員として携わりましたが、本当に画期的な制度で、これができることによって本当に多くの乳幼児を持った方が救われることになった。ずっと温めきて、やっとこの制度がスタートするようになったのですね。これによっていろいろなお母さんのSOSを把握できる。そこで必要であればまた行政の方たちがつながっていくというのが、このこんにちは赤ちゃん訪問事業です。出産後間もないお母さんが、色々不安な時期に訪問されてもというご心配もおありだったのかなと思うのですが、むしろ最初の頃に育児不安になるとか、育児ノイローゼになるとか、そういうようなことを防ぐために、なるべくケアしていきましょうというようなことがスタートラインです。ですので、ぜひ温かく見守っていただいて、この事業はすごくすばらしい内容なのだなというふうに受け止めていただけるとありがたいと思います。

他にご意見ございますか。

丸茂委員、お願いします。

丸茂委員

今の質問に関連してなのですけれども、以前岡見委員が、赤ちゃん訪問のときに民生委員さんが同席して回れないかのご要望されていた記憶がありまして、中野区では個人情報のこととか色々問題があって進められないというご返答だったのですけれども、他の自治体ではそういうことをやっているところがあると岡見委員がおっしゃっていました。

地域に住んでいらっしゃる子育ての先輩が身近にいて、「近くに住んでいるのよ」というふうに顔見知りが増えるきっかけになると思うのです。今まで職場と家との往復だったのが、いきなり地域にどっぷりつかることになる。ほとんど知り合いがいないという中で子育てが始まっていく中でどうやって知り合いを増やしていくのか。子育てひろばなどが広がっているところがあるので、導入のところで地域の方が入ってきてくれると知り合いが増えるきっかけになる、横展開していくきっかけになるのかなと思うのですけれども、中野区の現状は今後難しいというご検討なのかということが1つ質問です。

あと、135ページの利用者支援事業のところ、需要見込みと確保方策が5か所となっています。場所でやっているというのはわかるのですけれども、これは介護保険でいうところのケアプランと通ずるところがあるなと思っていて、要支援家庭はプランに乗っかっていろんなサービスをコーディネートしてもらい、ソーシャルワークしてもらいというような位置づけだと理解しているのですけれども、例えば出生数は年間2千何件あるうちで利用者支援事業を使っている方が何件とか、実数を知りたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局(北部すこやか福祉センター地域ケア担当課長)

2点ご質問があったかと思いますが、1点目のこんにちは赤ちゃん訪問という事業につきましては、乳児家庭の全戸訪問という観点と、もう1つ、母子保健に関する保健指導という観点を持っておりますので、そういった保健的な指導ができる資格を持った職員ということをもつ1つの要素として想定をしております。そのため、基本的にはここにありますような看護師、助産師、保健師という資格が必要だと考えております。ただ、そういったお子様方を見守っていく立場として、どのような形がいいのかということにつきましては、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問の利用者支援事業でどれぐらいの方が利用されたのかということですが、利用者支援事業の行うべきことというのは多岐に及びますので、その一例のご紹介というような形になりますけれども、78ページをご覧くださいと思います。こちらの成果指標の②と、79ページの上段に妊産期相談支援事業という事業がございます。こちらが一般に「か

んがる一面接」と呼んでおります事業でございます、これはパーセントで示させていただいておりますが、直近令和3年度につきましては96.1%となっております。これは母数を妊娠届けの件数の2,812件といたしまして、子数が2,700程度。今、すぐ手元で計算できないのですけれども、それぐらいの件数で96.1%となっております。これは妊娠期のものでございますので、その後に転出された方なども含まれている数字ですので、出生と比べると少し数字が多くなっているところではあります、一例といたしましてはそれぐらいの数字となります。

寺田会長

よろしいでしょうか。

他にご質問とかございますか。丸茂委員どうぞ。

丸茂委員

今の続きを知りたかったのですけれども、母子保健内なのでこれを利用者支援事業として使えるのは何歳まででしょうか。

事務局(北部すこやか福祉センター地域ケア担当課長)

利用者支援事業というものにつきましては、母子保健だけではなく、基本型、母子保健型、特定型とありますように、児童福祉に関することですか、様々な子育て支援事業の紹介や情報提供を行うのが利用者支援事業でございます。一番最初のきっかけとして、先ほどの母子保健の面接がありますが、その後、そういった情報提供によって様々な子育て支援サービスにつながっていくというのが、この利用者支援事業でございますので、利用人数というのは正確に出すということは難しいかと思いますが、一番最初の入り口は先ほど申し上げたところでございます。

丸茂委員

ありがとうございます。これが途切れなくということになっていくと、就園後とか就学後というところにつながっていくのだと思ったので、お聞きしたところでした。

寺田会長

他にご意見、ご質問ございますか。

大橋委員、お願いします。

大橋委員

少しずれてしまうのですけれども、話を戻してしまうのですが、公園の件なのですけれども、家の近くの公園で、台風の影響により砂場が汚水に侵され、汚されてしまうせいなのか、土を入れ替えるようで、しばらく閉鎖されて公園が使えないという現状があります。小学生のお子

さんを持つご家庭の方から、一体いつまで待てばいいのだろうという声を聞きまして、例えばキッズとかを利用する年齢でない、3年生、4年生以上になると、なかなか遊ぶ場所がないので、公園を閉鎖している理由、もしくはその期間とか、めどとかを表示していただけないかということがあったので、お伝えさせていただけたらと思いました。

あと2点ほど意見なのですが、中野区では子ども食堂がかなり活発にされていると思うのですが、他の自治体で行われている赤ちゃん食堂というものも中野区にありますと、先ほどのこんにちは赤ちゃん訪問のように、お母様がひとりぼっちにならないと思っています。私自身もそうだったのですけれども、仕事と家の往復だったものが出産したら急に家庭の中にひとりぼっちみたいになってしまう。私自身もうるうる泣いていた時代があるのですけれども、今は特にコロナということもあって、なかなか機会が奪われているかと思うのですが、赤ちゃん食堂というものもあつたらいいなと思っています。

また、先ほど丸茂委員がおっしゃっていたのですが、子どもたちを含めた相談、駆け込みができるような場所というところで、私の個人的な思いとしてみたら図書館がとてもいいなと思っています。中野区内にも図書館が幾つかありますけれども、絵本を読む場所とかはすごくアットホームな雰囲気が醸し出されていますので、図書館に子どももしくは親が相談できるようなスペースとか、そういった施設が常駐でできたらいいなと思いました。

寺田会長

ご意見ありがとうございます。

最後の図書館のところで何かそういった相談スペースとかというのは、実際には使われていないのでしょうか。

青木課長、お願いします。

事務局(子ども政策担当課長)

図書館の中にいわゆる相談できる場所というのは、今のところないです。

佐藤委員

中野東図書館にはあるのではないですか。

館長から施設説明を受けたことがあるのですけれども、そのときはカーペットを敷いているところは相談を受ける人がいるというような話を聞きましたが。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

そこは確認させていただきます。

寺田会長

他にご意見ございますか。

三次委員、お願いいたします。

三次委員

保育の需要についてなのですが、今、中野区では休日保育をやっている認可保育園が1つしかないと思うのですが、今はそれで需要が足りているのでしょうか。私もたまに利用させていただくのですが、毎月1回15日に募集がかかって、夜のちょうど0時00分から募集が始まるのですが、その時間にメールを入れないと休日保育が取れない。そのときにアラームをかけ忘れて、0時05分に申し込んだら全く取れなかったということがあったので、休日保育の需要というのを把握しているのかお聞きしたいと思います。

事務局(保育園・幼稚園課長)

休日保育につきましては、状況は当然把握しておりますけれども、今現在、具体的に次の園を開始するということは申し上げられる状況ではございません。ただ、保護者の方の様々な就労形態があり、必要性については認識しておりますので、今後検討してまいりたいと考えてございます。

寺田会長

他にごございますでしょうか。

それでは総合計画の今後のスケジュールなどについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

皆様、多くのご意見をいただきましてありがとうございました。今後のスケジュールについて説明させていただきます。

今回いただいたご意見も含めまして、11月中に素案を取りまとめます。その後、12月に区民意見交換会を実施しまして、1月に計画案を取りまとめます。1月に子ども・子育て会議を予定しておりますので、その案の状況などをご報告させていただきたいと思います。その後、案に対するパブリック・コメント手続を行いまして、3月に計画を策定するというスケジュールでございます。

寺田会長

ありがとうございました。それでは次に議題2、新規開設予定の認可保育所等における利用定員について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(幼児施設整備担当課長)

《資料2について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問等ございますか。

関委員、お願いします。

関委員

先ほど、4月で待機児ゼロになったと書かれておりましたけれども、まだこのように増やすのでしょうか。また、園庭の確保はできているのでしょうか、お伺いします。

事務局(幼児施設整備担当課長)

まず施設の整備予定というところでございますけれども、先ほど総合計画の第4章のところ、ページでいいますと134ページにございますけれども、こちらの保育園整備に当たりましては0歳から2歳、初めて保育園を利用されることになる年齢というところに着目して園の整備を進めているところでございます。こちらの確保方策につきましては、この3園の開設予定の定員も含めた確保方策となっておりまして、ご覧いただきますとおり、令和4年度から5年度につきましては、需要が、例えば0歳でいくと70名伸びるというところでございまして、過不足としては104名プラスとなるのですけれども、他の年齢と比べますとやはりかなり逼迫しているという状況もございます。また、今度開設する3園は、それぞれ中野、東中野周辺ということで、特に需要の伸びも見込まれるというところでございまして、令和5年度4月につきましては、開設をしていきたいと考えているところでございます。

ただ、先ほどもご説明しましたけれども、令和6年度以降は需要増とはなっているのですが、純粋な新規開設予定は今のところございません。

あと、園庭の関係ですけれども、今回新規開設の3園につきましては、園庭の設定はございません。ただ、スターチャイルド東中野ナーサリーですとか、東中野しらゆり保育園につきましては、目の前が区立公園というような立地になってございますので、そういったところを活用しながら、きちんと外遊びの機会を確保できるように指導してまいりたいと考えてございます。

関委員

やはり保育園の先生方ともお話ししていても、やはり園庭は大事だと。既存の園庭を持っていないところが増えて、子どもにとって悲しいことだと保育園さんもおっしゃっているところですね。やはり自然や明日も遊べる広場というところが大事なのだと思うので、その点

をどうぞよろしくお願いいたします。

寺田会長

ありがとうございました。

それでは次に議題3、子ども相談室の開設について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

《資料3-1から3-4について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問等ございますか。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

9月1日からの開設で約2カ月ちょっとですか、この間にどれぐらいの件数の相談があったのかということと、電話のほうが多いのかメールが多いのか、もし可能であればどういう相談があったというあらましかでも教えていただけますでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

相談件数については、ちょっと古い情報かもしれませんが、7、8件くらいだと思います。ただ、それは件数であって、必要に応じて週1回継続してお話を聞くようなケースもあります。相談方法としては今のところ電話が多いです。他の自治体の実績でも、電話が一番シェアとしては多くなる傾向にあります。相談内容については、どの程度公表していくのか内部でも検討中で、年に1回報告書というのを取りまとめをして公表していく予定なので、それを見ていただければ年間でどういう相談手法でどんな相談がどれぐらいあったのかというところはわかると思います。それについては令和4年度の実績がまとまり次第公表していくという形になりますので、また情報提供をさせていただければと思います。

寺田会長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

角田委員、お願いいたします。

角田委員

質問なのですが、子ども相談室が開設されているという情報を子どもたちはどのように得ているのか教えていただけますか。

事務局(子ども政策担当課長)

資料の3-4が子ども向けのニュースレターになりまして、こちらは区立の小中学生の1人1台配布されているタブレットで配信しています。あと今後の取組なのですが、今、名刺サイズの案内を作っておりまして、それについては区内の小中学生と私立も含めて小学校、中学校、高校に配布するということを予定しております。

角田委員

ということは、例えば学校に行けていないお子さんでもタブレットで見ているということですね。

事務局(子ども政策担当課長)

区立の小中学生についてはタブレットに配信しておりますので、そちらで見られるというような状況です。

角田委員

ありがとうございました。

寺田会長

角田委員、ありがとうございました。

次に、その他、何かございますでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

本日は貴重な意見をありがとうございました。次回の会議につきましてご案内いたします。1月17日火曜日の18時30分開始を予定しております。本日に引き続きまして、子ども総合計画の案について情報提供させていただくことを予定しております。

寺田会長

本日はお忙しい中、傍聴の方もたくさんお見えになっていただいてありがとうございます。皆様、お気をつけてお帰りいただきたいと思います。

それでは第5期第7回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。皆様、本日は本当にありがとうございました。

午後7時58分終了